

「海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業実施方針」について、別添のとおり修正を行ったので公表します。

平成16年9月10日

防衛庁長官 石 破 茂

「海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業実施方針」の一部修正について

該当箇所				タイトル	修正前	修正後
頁	項					
2	1	(1)	4)	事業内容	<p>本事業は、PFI 法に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者(以下「選定事業者」という。)が、史料館施設等を設計・建設した後、公共施設等の管理者等である国に所有権を移転し、事業期間中に係る運営・維持管理業務等を遂行する方式(Build-Transfer-Operate, BTO)により実施する。事業期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月末までの期間である。<u>なお、史料館への入館は無料とし、国、選定事業者とも入館料の徴収は行わない。</u></p> <p>選定事業者が実施する主な業務は次のとおりである。なお、詳細については入札説明書等において示す。</p>	<p>本事業は、PFI 法に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者(以下「選定事業者」という。)が、史料館施設等を設計・建設した後、公共施設等の管理者等である国に所有権を移転し、事業期間中に係る運営・維持管理業務等を遂行する方式(Build-Transfer-Operate, BTO)により実施する。事業期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月末までの期間である。</p> <p>選定事業者が実施する主な業務は次のとおりである。なお、詳細については入札説明書等において示す。</p>